

○厚生労働省告示第三百三十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の十六第二項の規定により、次に掲げる登録
認証機関の基準適合性認証の業務の全部の停止を命じたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

登録番号	名 称	基準適合性認証の業務の停止の期間	命令発出日
AM	フジファルマ株式会社	平成二十六年八月十九日から 平成二十六年九月二日まで	平成二十六年 八月十八日